

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋南側の屋外において、1～4号機共用所内ボイラ設置工事に従事していた協力企業作業員が、ボルトナットの入った缶（約15kg）を持ち上げた際、腰を痛めたため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	5月31日公表済 (PDF14KB)

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外循環水ポンプ（B）廻り凍結防止用ヒータ制御盤内（ELB-2）負荷側ケーブルの点検時、絶縁抵抗不良が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
2	1号機	低圧タービン（B）動翼修理作業における溶断機を使用しての加熱作業実施中、保護手袋、保護眼鏡等を着用していないことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	所内ボイラ給水ポンプ（B）駆動用電動機の点検時、シャフトに判定基準を超える摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	D	
4	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット南側ハイベント用アクリル排水配管において、接続部に外れが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	5号機	気体廃棄物処理系プロセス放射線モニタ（予冷器出口）バイアルサンプリングラックの扉において、開閉困難が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
6	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ用シール水ポンプ（B）において、メカシール部より水のリーク（1滴/2秒）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
7	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）において、2次セラミックフィルタ（D）に詰まりの可能性が認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
8	集中環境施設	焼却工作建屋（1階）搬出入エリアのコンクリートハッチにおいて、重量表示の文字に判読不可能が認められたため、当該ハッチの重量表示を点検・修正	D	
9	集中環境施設	焼却工作建屋（3階）排ガスブロワ（A・B）室の排気ルーバにおいて、汚れの付着が認められたため、当該ルーバを点検・清掃	D	
10	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機（A）の制御盤において、塗装に剥離が認められたため、当該制御盤を補修塗装	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで